

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構倫理規則

(目的)

第1条 この規則（以下、「本規則」という。）は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下、「機構」という。）が行う、大学において医学または歯学を専攻する学生であって、当該学生が「臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価」および「臨床実習終了後に臨床研修を開始するのに値する臨床能力を修得しているかどうかを評価」するために大学が共用する試験（以下、「共用試験」という。）を実施評価する事業に関して、事業執行の公正さを確保し、疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって機構の事業に対する信頼を確保することを目的とする。

(対象者)

第2条 本規則の対象となる者は、以下の各号に該当する者をいう。

- (1) 共用試験実施評価事業に関わる委員会・部会等の委員
- (2) 機構が認定する試験関係者（機構派遣監督者・評価者・模擬患者・各養成担当者・試験問題や課題等の運用に直接係わる事業者等）
- (3) 実施大学の試験関係者（各責任者・連絡担当者・評価者・模擬患者・補助者等）
- (4) 機構役員および職員

(利害関係者)

第3条 本規則において「利害関係者」とは、以下の各号に該当する者をいう。

- (1) 共用試験を受験する医学生、歯学生
- (2) 共用試験実施時の会員大学
- (3) 物品、システム及び役務の提供等、機構が金銭の支払いを行う事業者等及びその取引の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(禁止行為等)

第4条 第2条に規定する者は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品の贈与（せん別、祝儀、香典、又は供花その他これらに類するものを含む）を受けること
- (2) 利害関係者から直接又は利害関係者の負担により、役務の提供を受けること
- (3) 利害関係者から供応接待を受けること

その他、共用試験実施評価事業運営に対する社会からの疑惑や不信を招くおそれがあることを禁止する。

(委員および試験実施関係者の就任)

第5条 第2条（1）共用試験実施評価事業に関わる委員会・部会等の委員および（2）

機構が認定する試験関係者（3）実施大学の試験関係者の就任にあたって、機構が定める遵守事項を誓約することとし、また次の各号に該当する場合は利害関係を有するものとみなし、原則として就任することはできない。

- （1）2親等以内の親族もしくは同居者が、当該年度に、関連する試験の受験者となる者
- （2）過去に機構が定める遵守事項に対して重大な違反をした者

（委員および試験関係者の解任）

第6条 第2条（1）共用試験実施評価事業に関わる委員会・部会等の委員（2）機構が認定する試験関係者（3）実施大学の試験関係者が、機構が定める遵守事項に違反した場合、機構の決定により任を解かれる場合がある。

（講演活動等）

第7条 第2条に規定する者は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、機構の実施評価事業に関する講演、研修会等における指導若しくは知識の教授をしようとする場合は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

（その他）

第8条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。